

韓国における環境責任法の役割と展望

金 致 煥^{*}

はじめに

- I 環境責任法の立法背景
- II 環境責任法の目的
- III 環境責任法の構成
- IV 環境責任法の特徴なり争点
- V 環境責任法の役割と展望

はじめに

2014. 12. 31. 我が国韓国では「環境汚染被害賠償責任及び救済に関する法律」(法律第 12949 号) が制定された。施行はその一年後の 2016. 1. 1. だったので今のところ施行して二年余り経っている。この法律の公式の略称は「環境汚染被害救済法」である。しかしながらその制定に至るまでドイツの環境責任法 (Umwelt-haftungsgesetz vom 10. Dezember 1990: UmweltHG) を参考にそれと類似した韓国の環境責任法の制定のための研究や議論が続いてきた状況がある¹⁾。本稿のタイトルを環境責任法としたのはその影響である。ただ、実際に制定された法律は上のように長い正式名称で実現されたがここで紹介しようとする環境責任法と同じものであることを予め断っておく²⁾。そして以下においても環境汚染被害救済法に替わって耳慣れた環境責任法という名称で話を進めることとしたい。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 17 巻第 2 号 2018 年 7 月 ISSN 1347-0388

※ 霊山大学校

- 1) 例えば、オソクラク、“‘環境責任法’ 試案”、環境法研究第 15 巻、157 面以下；ハンサンウン、“韓国における環境責任立法方案に関する法的検討”、環境法と政策第 5 巻 217 面；ゼンウック、“環境正義の観点から見た環境責任法制に対する小考”、環境法研究第 35 巻 2 号、177 面以下等。

I 環境責任法の立法背景

韓国において環境責任法の制定議論が始まったのは恐らく1993年頃であろう。脚注1)でも紹介したオソクラク著「“環境責任法”試案」はその時期の論文である。オ氏は弁護士で当時韓国環境法学会の会長を務めながら大韓弁護士協会において環境問題研究特別委員会を率いていた。1993年に発表された彼の「“環境責任法”試案」はその特別委員会の中で研究の末提示されたものである。ただ、特別委員会での研究といえども実際はオ氏お一人の研究であったようである。オ氏は自分が作成した環境責任法試案がドイツの環境責任法を模範としたことをこの論文で明らかにしている³⁾。ドイツの環境責任法が1990年に制定されたことからすればわが国の環境責任法の議論も割りと早い時期から始まったといえよう。ただそれが実際にわが国で法律として制定されるにいたるまではそれから二十年以上も経っている。どうしてこんなに長い時間が掛かったのか。

1990年代は韓国においてより現代的な意味での環境法が整え始まった頃である。いわゆる環境政策基本法が制定されたのが1990年である。環境政策基本法は既存の環境保全法を廃止して制定された法律である。この際この基本法を中心としてその周りに汚染物質の種類別に個別の環境法も制定されている。大気環境保全法、水質環境保全法、騒音振動規制法、有害化学物質管理法等がそれである。環境汚染被害紛争調停法もこれらの法律と同時に制定された。環境政策基本法を含めこれらの環境法は環境六法と言われた。環境庁が環境処（長官級）に格上げられたのもこの時期である。要するに1990年は韓国が環境問題の重大性を真に悟り環境問題に対してより体系的に対処し始めた時である。環境責任法に関する研究や議論はドイツの環境責任法の制定に触発されたこともあろうがこうした環境に対する政府や社会の雰囲気とも無関係ではないであろう。

しかしながらすでに述べた通り実際において環境責任法が法律として成立した

2) 両者は同じものではあるものの、環境汚染被害救済法とする場合と環境責任法とする場合は微妙に差があるように思われる。前者は被害救済という側面いわゆる被害者の方に傍点があるとすれば後者は環境汚染を起こした企業の責任いわゆる加害者の責任を問うことに重点を置いているように思われるからである。

3) オソクラク、前掲論文、157面。

のは2014年である⁴⁾。長い間国の環境責任法の制定に向けて様々な議論や研究が行われて来たにも拘わらず法律に成れなかったのが2014年になって急に制定されることになったのはなぜなのか。それは2012年9月に発生したクミ(亀尾)⁵⁾での大きな環境事件⁶⁾のためである⁷⁾。この事故で多くの死傷者が発生したほか事故地域辺りで農作物や家畜、車輛などにおける巨大な被害はもちろんのこと近隣の工場も操業を中断しなければならない等被害は莫大なものであった。政府は事故地域辺りを特別災難地域に宣し被害最小化や被害回復に取り組んだ。しかし政府の対処の遅れや安易な対処などが非難された。この事故に於いて被害救済は遅れたし事故を起こした企業は事業を辞めるだけであった。これは環境責任の体系が効率的に作動しなかった限界をそのまま表したものであった。その結果法的対応体系の根本的な変化が要求され、環境責任法の制定の問題は2012年末の第18代大統領選挙に於いて公約として挙げられた。のみならず2013年5月に政府の主な国政課題として浮かび上がった。学界において長らく研究され議論されたにもかかわらず法制定にまでは至らなかったものが一変して政府の攻撃的な対応で素早く制定されることになったのである。

当初法案は単一ではなかった。少しずつ異なる三つの案が国会に提出されたのである。環境汚染被害救済に関する法律案(2013.7.30.)⁸⁾、化学事故の損害賠償及び被害救済に関する法律案(2013.11.28.)、環境責任法案(2014.2.7.)がそれ

4) 2014年といえどもその年の末に制定されたのであるから実際は2015年だといってもよからう。

5) クミ市は韓国の慶尙北道の南西部にある都市である。

6) 2012年9月27日の夜クミ市のクミ第四国家産業団地内に位置した化学製品生産会社である株式会社ヒューブグローバルの工場でタンクローリーに運んできたHydrogen fluorideガス(いわゆるフッ酸ガス)を工場内の設備に注入する際勤労者の誤りでタンクローリーのバルブが開きガスが漏出された。この事故で勤労者5名が死亡し19名が負傷した。

7) してみればドイツも自国内での環境事故ではないけれども近隣国家においての環境事件で自国に環境被害が発生したのを切っ掛けに環境責任法を制定したといわれる。チェルノビルの原子力事故とスイスのサンドス化学工場の倉庫火災事故で発生した毒性消防液がライン川に入り込んで魚介類の斃死を起こした。

8) この法案が環境部によって推進されたものであるが、政府立法の方式では難しいという判断で議員立法の方式で追求されたといわれる。ペビョンホ、“環境汚染救済法導入による賠償責任成立と賠償範囲に対する考察”、環境法研究第38巻1号、59面。

である⁹⁾。これらの法律案はそれが提案される都度国会で議論されたが最終的にはこの三つが合わせて審議される。2014.4.17. 第323回国会臨時会第1次環境労働委員会法案審査小委員会で三つの法律案を本会議に付議しないでこれを統合した環境責任法代案（「環境汚染被害賠償責任及び救済に関する法律案」）を提案することにし、2014.4.23. これを第324回国会臨時会第1次環境労働委員会全体会議で審議議決した。この代案は同年4.28. に法制司法委員会に提出されたが産業通商資源部との話し合いが上手くいかず一時保留された後同年6月に再度法制司法委員会に提出され同年12.9. に第329回国会本会議で可決される。この過程で産業界や市民団体などの反発があり取り分け過剰立法、追加費用の発生を懸念した産業界の強い反発があった。最後まで大きな争点であったのは「因果関係の推定」の規定であった。

II 環境責任法の目的

環境責任法は「環境汚染被害に対する賠償責任を明確にし被害者の立証負担を軽減するなど実効的な被害救済制度を確立することにより環境汚染被害から迅速かつ公正に被害者を救済すること」を目的とする（第1条）。

今の環境責任法の制定に至るまで類似した三つの法律案が提案されたということは前述のとおりであるが、なかんずく環境汚染被害救済に関する法律案（2013.7.30.）と環境責任法案（2014.2.7.）は化学事故に局限せず環境事件一般を法律の適用対象としていたことから非常に似ていると言えよう。当初のこの二つの法律案においての目的条項を比較すると次のようである。

- ・環境汚染被害救済に関する法律案（2013.7.30.）：この法は環境汚染を引き起こす施設から発生する環境汚染被害に対する被害者の立証負担を軽減し事業者の被害賠償責任を明確にするなど被害救済のための制度を確立し被害者を保護し事業者の持続可能な経営を図ることを目的とする。

- ・環境責任法案（2014.2.7.）：この法は環境事故に関する賠償責任を明らかに

9) 括弧内は当該法律案が発案された日付である。

し環境汚染による被害が発生した場合に被害者に対する実効的な環境責任を履行する制度を確立することで環境汚染の予防に資することを目的とする。

現行の環境責任法はまさにこの二つの法律案の目的を折衷して得られた結果である。環境汚染被害救済に関する法律案(2013.7.30.)からは“被害者の立証負担を軽減する”と言うことが取られ、環境責任法案(2014.2.7.)からは“被害者に対する実効的な環境責任を履行する制度を確立する”という部分が含まれている。

面白いのは環境汚染被害救済に関する法律案(2013.7.30.)は“被害者を保護し事業者の持続可能な経営を図ることを目的とする”とするのに対して環境責任法案(2014.2.7.)は“実効的な環境責任を履行する制度を確立することによって環境汚染の予防に資する”ことを目的とするということである。前者は事業者の持続可能な経営も重んじているのに対して、後者は加害者の環境責任を強調し環境汚染の予防に傍点が置かれている。両方とも被害者の救済を狙っているのは同じであるが、環境責任法案(2014.2.7.)は加害者にその責任を攻めようという側面が強い反面、環境汚染被害救済に関する法律案(2013.7.30.)は企業側(加害者)の立場にも配慮したような感がある。持続可能な経営は企業活動に伴う負の側面(環境汚染被害)を労わりながらも企業活動は続けられるようにすることも念に入れているようにである。現行の環境責任法は加害者または企業の側面は前に出さずにもっぱら被害救済に焦点を合わせた目的の書き方をしている。後ほど三つの法律案を合わせて出来上がった現行法律のタイトルが「環境汚染被害賠償責任及び救済に関する法律」に落ち着いたのもこうした法律の目的に関する議論の結果だと言えよう¹⁰⁾。企業側に敏感な文句は控えようとしたのと推測してみる。

10) 国会環境労働委員会首席専門委員による環境責任法案検討報告書(2014.2.)によると一般国民から見れば環境汚染被害救済に関する法律案(2013.7.30.)の方がこれらの法律の制定趣旨をよりよく見せてくれるという点で法律のタイトルとして環境責任法より優れていると評価している(同報告書10-11面)。

Ⅲ 環境責任法の構成

現行の環境責任法は2014.12.31.に制定されて以来これまで一回の部分改正(2017.12.12.)があった以外は制定当時の法体系と変わったことはない。目的条項を含んだ総則の章をはじめ環境汚染被害の賠償(第2章)、環境汚染被害賠償のための保険(第3章)、環境汚染被害の救済(第4章)、補則(第5章)、罰則(第6章)で附則を除いて本文49ヶ条から成り立っている。中でもこの法律の要諦ともいえる第2章から第4章の条文を示すと次の通りである。

・第2章 環境汚染被害の賠償	第21条 被害賠償請求権の優先返済等
第6条 事業者の環境汚染被害に対する無過失責任	第22条 再保険事業
第7条 賠償責任限度	・第4章 環境汚染被害の救済
第8条 事業者の届出義務	第23条 環境汚染被害の救済
第9条 因果関係の推定	第24条 環境汚染被害救済審議会等
第10条 連帯責任	第25条 救済給与の申請および支給
第11条 求償権	第26条 救済給与の支給制限
第12条 責任の配分	第27条 遺族の範囲および順位
第13条 賠償方法	第28条 審査請求の提起
第14条 原状回復費用の請求等	第29条 救済給与審査委員会
第15条 情報請求権	第30条 審査請求に対する心理・決定
第16条 環境汚染被害救済政策委員会	第31条 審査委員会の議員の除斥・忌避・回避
・第3章 環境汚染被害賠償のための保険加入等	第32条 再審査請求の提起
第17条 環境責任保険の加入義務	第33条 再審査請求に対する心理・裁決
第18条 保険者	第34条 損害賠償及び他の救済との関係
第19条 環境責任保険の運営・管理	第35条 環境汚染被害救済勘定
第20条 保険金一部の先渡し	第36条 救済勘定の用途
	第37条 救済勘定の管理・運用等

以下ではこれらの制度がどう運営されることを期待されているかを踏まえながら取分け激しい議論の対象であったいくつかの争点について取り上げてみることにする。

Ⅳ 環境責任法の特徴なり争点

1. この法律の適用対象

この法律は目的条項で見たように環境汚染によって被害が生じたとき事業者に

その被害に対する賠償義務を負わせる法律である。この際注意すべきのはここで事業者というものは汚染を引き起こした施設に対して事実上の支配関係にある事業者であり¹¹⁾、その施設の設置及び運営と関連して環境汚染被害が起こったときに限って事業者にその賠償義務が生じるということである(第6条)。要するに被害賠償の要件の中心には‘施設’というものがある。事業者の汚染行為によって発生した損害ではなく事業者の汚染施設によって発生した損害がその対象になるのである。言い換えれば行為責任ではなく施設責任というものである。施設責任の対象になる施設はこの法律において明文で列挙されている(第3条)¹²⁾。現在のところ大気汚染物質排出施設を初め廃水排出施設や騒音振動排出施設など概ね10個のカテゴリが法律で定められている。より具体的な施設を数えればこれより多くなりうる。このカテゴリに当てはまればその規模は問わない。大きいとも小さいともこの法律の適用を免れない。基本的に先に述べた通りこれらの施設は例示ではなく列挙されていると見るべきである。第3条の11号では“その他に大統領令¹³⁾で定める施設”として後に対象施設を追加できる余地を残しているがこれはやたらになんでも対象施設として許そうとするのではない。大統領令で明確に決める施設に限ることになる。そうでないと、即ち対象施設の範囲が

11) この法律において‘事業者’とは“当該施設に対する事実的な支配関係にある施設の所有者、設置者又は運営者を言う”(第2条2号)。ただ所有者が設置運営者と連帯して責任を負うのかそれとも設置運営者が負担する責任に対する補充的責任を負うのかについて疑問が提起されるが法律はそれについて規定するものがない。

12) しかしながら法律(環境責任法)で10個の危険施設のカテゴリーを決めてはいるが実際にその対象となる施設はこの法律ではなく各施設を規律する個別法律において具体的に確定される。ところでその個別法律を見るとその個別法律は再び大統領令か部令(日本の省令にあたる)などの下位規範に対象施設を委ねている状況にある。例えば‘建設廃棄物処理施設’といえは廃棄物管理法で決められることになるが(環境責任法第3条3号)その廃棄物管理法によると“廃棄物処理施設とは廃棄物の中間処分施設、最終処分施設及び再活用施設として大統領令で定める施設”であるとする。このことは結局環境責任法の適用対象施設が法律ではない大統領令で決まる有様になる。そこでこれは問題であるとの指摘がある。後ほど察する無過失責任とは嚴重な責任を強いるのであるがこうした国民にとって重い責任を法律で確定せず下位規範に委ねるのは法治主義から派生する明確性の原則や包括的な委員立法の禁止原則にも反する恐れがあると懸念する。ジョンキョンウン、“環境汚染被害救済法上事業者の無過失責任”、弘益法学第17巻第2号(2016)、205-206面。ドイツの環境責任法は法律の中で別表として96個の適用対象施設を確定的且つ列挙的に定めているとされる。

13) 日本の法体系からすれば政令に当たるといえよう。

曖昧で特定できない場合は賠償責任が無限と広がり企業側の苦痛となり兼ねないだろう。取分けこの法律は施設責任を取り企業側の過失を問わない無過失責任を認めるので対象施設を列挙して責任の範囲をより厳格に制限するのが必要だったと思う。

なお、施設といった場合には施設そのものはもちろんのことそれに緊密に結びついているものも施設と同様の扱いをされる。即ち、施設の設置運営と密接な関係にある事業所、倉庫、土地に定着された設備、その他に場所の移動を伴う機械、機構、車両、技術設備及び付属設備も施設の概念に含まれる(第2条2号)。無過失責任が認められるので施設の範囲は明確であるべきでやたらに広げられてはならないと思われるのであるが、そうすると施設ではないとして無過失責任を免れる場合が多くなり法律の実効性が問われるかもしれない。そこで法律は施設そのものではなくてもその施設の設置運営のために必要な付随的な設備も施設の概念に含め法律の趣旨が弱められないように工夫している。施設そのものに限らずその設置運営と密接な関係にある周辺的な設備なども施設の概念に入れたことは妥当な措置であったと考える。そうでないとこの法律の存在意義は半減されたであろうと考える。

2. 無過失責任と危険責任

すでに見たように法第6条は環境汚染による被害に対する損害賠償の要件を定めている。“法定の施設がありその設置運営と関わって誰かに被害が発生したらその施設の事業者はその被害を賠償すべきである”ということである。これを単純化して書き直せば“施設があつて”、“被害が発生したら”、“賠償する”に繋がる。それ以外に何も問わない。即ちその施設の管理者などが故意を持って被害を起こしたのかそれとも施設の設置や運営を誤って損害を引き起こしたのか等を問わない。法条文のどこにも被害が事業者の故意過失により違法にもたらせることを要求していない。それで一般にこの賠償責任を無過失責任という。条文の名称も“事業者の環境汚染被害に対する無過失責任”である。しかし学説の多数はこれをいわゆる危険責任として説明する¹⁴⁾。周知の如くドイツにおいて議論されている危険責任(Gefährdungshaftung)とは“回避することができないか又は

通常ではないかコントロールができず社会観念上損害の填補を前提としてのみ許されるとされる特別な危険源から損害が発生したときにその危険源の支配運営によって利益を享有する者に課される無過失の損害賠償責任”とされる¹⁵⁾。危険責任も過失を要求しない点では無過失責任と言える。しかしながら両者の大きな違いは違法性の判断要否にある。無過失責任は過失は要件としないとしても賠償責任を認めるには違法性有無が判断されなければならない。これに対して危険責任はそれまでも必要としない。被害者の立場からすると後者の理論がより救済に充実することができる。言うまでもなく被害者が違法性を立証することは容易でないはずだからである。とりわけ事業者が法定の排出許容基準を満たしながら施設を稼動したが環境汚染被害が発生することも考えなくてはならない。そんな場合に違法性を立証することは至難であり救済は考えもできなくなり得る。そこでこうした被害者の救済という観点からするとここでの無過失責任を危険責任と解すべきであるとの見解がある¹⁶⁾。かと思えば危険責任の本質の観点からここでの無過失責任は危険責任であると見る見解もある。危険施設であることを知りながら自らの意志でその危険施設を運営しそこから利益を享有したならば(経済的側面)故意過失や違法性如何を問わずその発生した被害に対して賠償責任を負うのが当然であるということである¹⁷⁾。

法第6条第2項では“環境汚染被害がその施設を中断する前の状況によって発生した場合にはその施設を運営した事業者が第1項により賠償責任を負う”と定めている。この文言は若干理解しづらい書き方になっているがいわゆる現に運営していない施設であっても賠償責任を負うことがあるということである。法第6

14) キムホンギョン、“環境汚染被害賠償責任及び救済に関する法律の評価と今後の課題”、環境法研究第37巻2号、145面；アンギョンヒ、“事業者の環境汚染被害に対する無過失責任”、慶熙法学第50巻第4号(2015)、48面。；ジョンキョンウン、“環境汚染被害救済法上事業者の無過失責任”、弘益法学第17巻第2号(2016)、197-198面；ジョンナムチョル、“新しい環境責任法制の導入と被害救済手続きの問題点——取分け「環境汚染被害賠償席に及び救済に関する法律」の内容と問題点を中心に——”、環境法研究第37巻3号、254-255面。

15) Ehmann, Deliktrecht, S. 116f.；アンギョンヒ、前掲論文、44面から再引用。

16) ジョンナムチョル、前掲論文、257面。

17) アンギョンヒ、前掲論文、45面。

条第1項が施設責任ではあるがただ施設があるだけで賠償責任を負わせるのではなく現にその施設の設置または運営と関連して環境汚染被害が発生した時の賠償責任について定めているとすれば、この第2項は現在に稼働されていなくても即ち施設が中断されていてもその中断する前の状況により発生した現在の損害について過去にそれを運営した事業者は賠償責任を負わなければならないということである。ドイツの環境責任法第2条が定めている非稼働施設の責任に類似したものである。ドイツ環境責任法第2条第1項は“環境侵害が未だに完成していない施設によって発生し環境侵害が完成した後施設の危険に伴う状況に起因するときその施設の保有者が責任を負う”とし、第2項は“運営が中止された施設による環境侵害が運営中止前の施設の危険に伴う状況に起因するときに運営が中止される当時のその施設の保有者が責任を負う”と規定している。非稼働施設に対する規律を置いているのは両国同じであるが、我が国では運営が中断された施設のみが賠償責任の受け手であるが、ドイツはそれは勿論のことまだ稼働されていないが建設途中にある施設に対しても賠償責任を負わせる（第2条第1項）ところが異なる。そこで我が国でもドイツみたいに建設中の施設から発生する環境汚染被害に対する賠償規定があるべきとの主張がある¹⁸⁾。

なお、無過失責任に対して免責の規定もある。環境汚染による被害が戦争、内乱、暴動、天災地変、その他の不可抗力による場合には事業者は免責される（法第6条第1項但し書き）。

3. 因果関係の推定

損害賠償責任が認められるには加害と損害の間に因果関係があることが必要である。環境責任法に於いて前述したように危険責任の性質をもった無過失責任を認めることによって過失の有無や違法性に関する判断は求められないとしても危険を呼び起こす法定の施設と環境汚染被害の間にその施設によりその被害が生じたという因果関係認定の問題は依然と残る。しかしながら環境汚染被害事件に於いて因果関係の立証がほぼ不可能に近いほど難しいことは言うまでもない。原因

18) ジョンキョンウン、前掲論文、199-200面。

の不明確性とか被害の広域性など環境汚染被害の持つ特徴から最新の技術や科学水準によってもその原因を究明することが至難である。仮にそれが究明できたとしてもその原因物質が被害者に到達するか又は作用する経路を明らかにするのもまた容易でない。そこでこれまでわが裁判所ではこうした因果関係の立証の苦しさに配慮した理論を判例上築き上げていた。いわゆる‘蓋然性’理論である。

被告の発電所から多量に噴出される亜硫酸ガスによって原告所有の果樹園に突入り不良などの被害が発生した事件で大法院は¹⁹⁾“公害による不法行為においての因果関係について当該行為がなかったら結果が発生しなかったであろうとの蓋然性、即ち侵害行為と損害との間に因果関係が存在する相当程度の可能性があるという立証をすることで足りる”とした²⁰⁾。通常大法院のレベルで相当の蓋然性理論を取り上げたのはこの判決が始めだといわれる²¹⁾。その後観賞用樹木事件で再び大法院は蓋然性理論を用いた。この事件で大法院は“一般に不法行為による損害賠償請求事件において加害行為と損害発生との因果関係の立証責任は請求者たる被害者が負担するがこの事件のように大気汚染による公害を原因とする損害賠償請求訴訟においては企業が排出した原因物質が大気を媒介に間接的に損害を起こすことが多く公害問題については現代の科学水準からは解明できない分野があるので加害行為と損害発生との因果関係の過程を全て自然科学的に証明することは至難又は不可能な場合が大部分である点などに照らして加害企業が排出した如何なる有害な原因物質が被害物件に到達して損害が発生したならば加害者の側からその無害さを立証できない限り責任を免れないと見るのが社会衡平の観念に適合するといえよう。……原審が原告農場の観賞用樹木が枯死するに至った直接的な原因は寒波による凍害であり被告工場から排出された亜硫酸ガスによるものではないが被告工場で樹木の生育に悪影響を及ぼし得る亜硫酸ガスが排出されそのガスの一部が大気を通じて当該原告の農場に到達したし、そのことによって硫黄が葉内に蓄積され樹木の生長に障害となり、寒波による凍害と相助作

19) 日本の最高裁判所に当たる。

20) 大法院 1974 年 12 月 10 日宣告 72 다후 1774 判決。

21) それに対してこの判決で大法院が蓋然性理論を明確に取り入れたと見るには困るとの見解もある。イシユン、新民事訴訟法（第5版）、486面；ジョンナムチョル、前掲論文、258面。

用をしたことを認定し、そうした事実関係に基づいて被告工場から排出された亜硫酸ガスと被告農場の観賞用樹木の凍害との間に因果関係を認めた措置は上の説示のような公害訴訟における因果関係に関する蓋然性理論に即してみると正当であり……”²²⁾と判示した。

このようにわが国では判例上蓋然性理論を以て因果関係の立証の厳しさを和らげ個々の環境事件において被害者の権利救済を図っていた。環境責任法第9条の規定はこうした状況との関係においてやや争いがある。即ち環境責任法第9条はこうした蓋然性理論という従来からの判例理論をそのまま立法に取り入れたものなのかそれともそれとはまったく別で因果関係の推定の理論を規定したのであるのか、ということである。

この争いについて考えるに当たってまずは環境責任法第9条の規定を見ることが必要である。この条は三つの項からなっている。なかんずく第1項と第2項は因果関係の推定のための規定であって、残る第3項はその推定を崩せる推定排除の規定となっている。いうまでもなく前の二つは被害者のための条項であり後の一つは企業側のための規定である²³⁾。ここでは前の二つについて見る。

22) 大法院 1991年7月23日宣告 89ダカ 1275判決。ただこれより早めに下された大法院 1984年6月12日宣告 81ダ 558判決でも蓋然性の表現は用いていないもののまるで蓋然性の理論を取り入れたかのような判断をしていた。例えば、“一般的に不法行為による損害賠償請求事件において加害行為と損害発生との因果関係の存在を立証する責任は請求者たる被害者が負担すべきであることには疑問の余地がないと言えるがいわゆる汚染物質たる排水を海に流すことによるこの事件のような公害による損害賠償を請求する訴訟においては企業が排出した原因物質が水を媒介にして間接的に損害を及ぼすことが多く公害問題に関しては現在の科学水準からも解明できない分野があるので加害行為と損害発生との因果関係を構成するすべての輪を一つ自然科学的に証明することは極困難であるか不可能な場合が大部分であるのでこうした公害訴訟において被害者たる原告に事実因果関係の存在について科学的に厳密な証明を要求することは公害による司法的救済を事実上拒否する結果になる恐れがある反面加害企業は技術的且つ経済的に被害者よりずっと原因調査が容易であるのみならずその原因を隠蔽する恐れがあり、加害企業が如何なる有害な原因物質を排出しそれが被害物件に到達して損害が発生したならば加害者側でそれが無害であることを立証できない限り責任を免れないと見るのが社会衡平の観念に適合するといえよう”と判示した。ここでの判断の大部分が本文で取り上げた大法院 1991年7月23日宣告 89ダカ 1275判決に引き継がれている。ただ蓋然性の概念を用いていなかったことのみ異なる。

23) この残りの第3項についても立法の過程でかなり争いがあったのであるがそれは章節を異にしてみることにする。4. 因果関係の推定の排除を参照。

法第9条第1項は“施設が環境汚染被害発生の原因を提供したと見るに値する相当の蓋然性があるときはその施設により環境汚染被害が生じたと推定する”とし、第2項は“第1項による相当の蓋然性が存するかは施設の稼動過程、使用された設備、投入されたか又は排出された物質の種類と濃度、気象条件、被害発生の時間と場所、被害の様相並びにその他被害発生に影響を与えた事情などを踏まえて判断する”と定める²⁴⁾。第1項は相当の蓋然性があれば因果関係は推定できるとし、第2項ではその‘相当の蓋然性’がどんな場合に認定できるのかその判断基準を提示している。第1項で相当の蓋然性に言及していることからこの条文が従来からの判例の蓋然性理論を環境責任法が取り入れたのと解する見解がある²⁵⁾。ただこの見解はわが判例が長らく環境訴訟において蓋然性理論を築き上げてきたので蓋然性が認められるための要件等をそれなり定立しているのに²⁶⁾第2項のような判断基準を取えて立法的に示す必要があったのか疑問を呈する²⁷⁾。かと思えばこうした判断基準も従来判例が作り上げて来た基準を立法化したものであるという主張もある²⁸⁾。

これに対して法第9条第1項は従来の蓋然性理論とは異なる因果関係の推定の理論であるとの見解がある²⁹⁾。蓋然性理論は判例によって確固に構築されているので敢えて立法化する必要もないし仮に立法化するとしてもすでに実務上認められているのでその立法的効果は微々である。また蓋然性理論を立法化するにはより細かな条文化作業が必要であろうがそれは容易ではない。むしろ従来の蓋然

24) 因果関係の推定を定めた環境責任法第9条はドイツの環境責任法第6条に見習ったものとされる。ジョンナムチョル、前掲論文、259面。ドイツ環境責任法第6条は第2項第1文において“損害発生の原因になるに適合な事情があるとき”とし、第2文において“個別事件において適合性(Eignung)とは運営過程、使用された設備、投入されたか又は排出された物質の種類と濃度、気象条件、損害賠償の場所及び時間など、そして損害の様相その他個別事件において損害の原因と関連したあらゆる事情を考慮して判断する”と規定する。わが国の環境責任法第9条第2項はまさにこれと同然である。

25) ジョンキョンウン、“環境汚染被害救済に関する法律案に対する小考”、環境法研究第35巻2号、376面。

26) ここで判例が立ててきた蓋然性の判断基準とは次のような三段階論である。第一は原告側に悪影響を与えうる環境汚染物質が被告側から排出されたこと(物質の排出)、第二にその物質が原告側に到達したこと(排出物質の到達)、最後にその後原告側に被害が生じたこと(被害の発生)。大法院1984年6月12日宣告81ダ588判決。

27) ジョンキョンウン、上掲論文、376面。

性理論によると汚染物質の排出があるかについては立証できるとしてもその物質が被害者に到達したかを証明するのはかなり難しく実際において裁判所は高価の勘定結果を頼りに到達したかを判断する傾向が強いとされる。それから結果的にも到達が認められないとして因果関係が否定されることが多いそうだ。こうした現状を鑑みると、第9条第1項は従来の蓋然性理論に代表される判例理論とは異なる因果関係の推定理論であると解し、第2項で提示する基準を用いるのがむしろ因果関係を立証するに当たって原告に有利であろうと主張する。例えば、被害者は係争施設が汚染物質排出と関わっていること、排出された汚染物質と被害の間に時間的且つ場所的関連性があること、排出された汚染物質が例の被害を発生させるに適合であることなどを立証して初めて推定の効力が生じるがこれは蓋然性理論に従って汚染物質の到達を証明しなければならない被害者としては大変助かる基準であると言わざるを得ない。従って環境責任法第9条の因果関係の推定が従来の蓋然性理論より原告の立証責任を緩和していると解する³⁰⁾。

どちらの見解にせよ被害者側の立証責任がなくなったのではない。つまりこの条項によって立証責任が被害者の側から加害者の方へと転換されることはない³¹⁾。判例の蓋然性理論であれ、環境責任法の因果関係の推定メカニズムであれ、因果関係についての被害者側の立証負担を緩和させようとするものには違い

28) アンギョンヒ、前掲論文、63面。例えば、この見解は大法院2008年9月11日宣告2006ダ50338判決を用いている。それによると大法院はビル新築工事場における地下掘削及び擁壁工事により近隣土地に地盤沈下が生じ近隣の土地の地上建物に財産上の被害が発生した事件において、旧環境政策基本法第31条第1項（現行法の第44条第1項）による損害賠償責任を認めるためには“少なくともこの事件新築工事場で行われた上記地下掘削及び擁壁工事の際に環境汚染に該当する騒音や振動が発生したのか、さらにどの程度の騒音や振動が如何なるルートを通じて発生したのか、その騒音や振動により原告らの建物やその大地に如何なる被害が生じたのかなどについて審理が行われる必要がある”としこうした緻密な考慮なしにただ地下掘削及び擁壁工事の影響で近隣土地の地盤沈下が生じ、そのことによって原告らの建物に被害が生じたという事実のみで環境政策基本法第31条第1項の賠償責任を認めたのは誤りと判示した。私見としてはこれはむしろ従来の三段階論のみでは因果関係を認めるに十分ではないように読まれ蓋然性論をやや後退させているように考える。

29) キムホンギョ、前掲論文、152面。

30) これには異見がある。ジョンナムチョル、前掲論文、261面。

31) アンギョンヒ、前掲論文、64面。

ない³²⁾。私見としては環境責任法も本文において‘相当の蓋然性’という言葉を使っていることからすればそれが従来の判例理論とはまったく関係がないとは言いがたいと考える。ただ、従来の蓋然性理論はその蓋然性の判断において特に法律によって強いられている基準がないので比較的法官の自由な心証に任されていてその間先に述べた三段階論が一応の判断基準として立てられるに至ったといえる。これに対して環境責任法は既存の三段階論とは少し異なるような基準を提示している。この新しい基準は先にも見たようにドイツ環境責任法の因果関係の推定規定における基準とまったく同じといってよい。一つ違うのはドイツ法での‘適合性’という言葉をやが法律では‘相当の蓋然性’と表現しているだけである。そこで次のように解することができるだろうと考える。つまり環境責任法第9条因果関係の推定規定はその理念的基礎としては従来の蓋然性理論と異ならない。ただその蓋然性を判断する基準が従来よりやや詳しくなっているのであると解したい。仮に判例によってすでに準則又は基準なり理論が築かれ適用されているとしてもそれを立法化し成文法律の領域に取り込むことは明確性の観点からもむしろ望ましいことだと考える。さらに判断基準がより細分化されていることは被害者の側にとっても助けになりうるかと考える。例えば、従来の三段階論によれば汚染物質の到達事実を被害者は立証しなければならないが、環境責任法によれば、明確な到達経路を証明しなくても被害発生 の時間と場所を根拠としてその到達を推定できるようにも考えられるからである。しかしながら、こうした因果関係の推定規定が設けられた以上その規定内容に充実し適用すれば良いと思い従来の理論の立法化であるかの問題について争う実益があるのか疑問である。

32) このように相当の蓋然性があるかどうかについて第2項による判断基準を用いて立証すべき責任は依然と被害者にある。しかしながら自然科学的知識に欠ける被害者としては加害者たる施設事業者の協力なしにはこの判断基準を立証するのが容易ではない。そこで環境責任法において第15条の規定が設けられることになる。同条は被害賠償請求権の成立とその範囲を確定するために必要な場合には被害者が当該施設の事業者に相当の蓋然性の立証に関する情報の提供又は閲覧を請求できるように定めている(同条第1項)。そしてこうした請求を受けたものはそれに応じなければならない義務を負う(同条第3項)。違反者には過料が課される(第49条第2項)。

4. 因果関係の推定の排除

環境責任法第9条第3項は“環境汚染被害が他の原因により発生したか又は事業者が大統領令で定める環境汚染被害の発生原因と関連した環境安全関係法令³³⁾及び許認可条件をすべて守り環境汚染被害を予防するために努めるなど第4条第3項による事業者の責務を尽くしたことを証明する場合には第1項による推定は排除される”と定める。文字通りせっかく認められた因果関係を無力化できる企業側のための保護規定である。法律の規定は因果関係の推定が先でその後その排除如何を検討する順になっているが企業側で先に自分の責務を尽くしたことを証明することも不可能ではないように考える。その場合には理論上因果関係の推定過程を経ることすら要しないであろう³⁴⁾。

この項は例え因果関係が存するとの相当の蓋然性が認められるとしてもそれを崩せるのでその運営如何によっては因果関係の推定制度を置いた趣旨すら無にする恐れがある。国会環境労働委員会の法案審査段階で激論が行われた所以である。のみならずこの排除条項はその前の公聴会などにおいても法案に取り入れられたことがなかったのだが環境労働委員会での審議当日に環境部によってこっそりと挿入された。このことも審議に当たった国会議員たちの憤慨を引き起こした理由であった³⁵⁾。結局のところこの排除条項は維持された。ドイツも因果関係の推定排除規定を持っていることが影響を与えたと思うが同時に被害者に因果関係の推定を認めたからには加害者にもそれを排除できる機会を与えるのが衡平の観念に合致するからであろう³⁶⁾。ただ企業側（加害者）にも自らを防御できる機会を与えるのが必要であるとしても因果関係の推定制度の趣旨が没却されないよう厳格に解されなければならないだろう。法律が“環境汚染被害発生の原因と関連した環境安全関係法令及び許認可条件をすべて遵守し、環境汚染被害を予防するために努力するなど事業者としての責務を尽くしたことを証明する場合”として

33) 大統領令で定める環境安全関係の法令とは大気環境保全法、水環境保全法などを始め電気事業法に至るまで16個が限定的に挙げられている。

34) しかしそのことについて特に取り上げる文献もないし法律の文言からも明確にされているとは思われない。

35) こうした状況については国会会議録第19代第324回第一次環境労働委員会、6-13面。

36) ジョンナムチョル、前掲論文、264面；キムホンギョン、前掲論文、153面。

かなり厳しく定めているのはそのためであると言えよう³⁷⁾。

5. 賠償責任の限度

環境汚染被害は金銭賠償を原則とする（第13条）。しかし賠償金額に比べてさほど費用を費やせずに原状に回復できる場合には被害者は原状回復を請求できる（第13条但し書き）。施設により発生した環境汚染被害が同時に自然環境保全法上の自然環境や自然景観の侵害を起こした場合にも被害者は当該事業者には原状回復を要請するか自ら原状回復をすることができる（第14条）。被害者が自ら原状回復をした時は当該事業者にはその費用を請求できる。

ところで環境責任法では原則的に事業者の賠償責任に二千億ウォンという限度を付けている（第7条³⁸⁾）。これが加害者たる事業者の立場に配慮した規定であるのは考え辛い。例えばこの法律制定の直接的なきっかけであった先述のクミで起こったフッ酸ガス漏出事故で加害者だったヒューブグローバル社はただ一度の誤りで554億ウォンの賠償責任に追われ一朝にして会社を引き揚げなければならなくなった。企業側に全的に責任があるとしてもこうしたことは国家経済的にもまたその企業に身を任せ生計を立てていく人々にとっても大変苦しいことになりかねない。こうした問題に対する悩みが環境責任法にて賠償責任に限度を設ける形で立法化されたのである。いかに被害が膨大であっても責任当事者が一定の限度でのみ賠償責任を負い再び経済活動に戻れることが期待されている。この賠償責任の限度条項は一度の事故で企業活動それ自体が不可能になることを防げる点、その企業活動がわが社会において依然と必要であるという点、責任限度を超える被害に対しては保険や基金などで国家のレベルでの補償が必要であり得るという点などを考慮した高度の立法技術であると評価される³⁹⁾。これは施設

37) この排除条項もドイツの環境責任法を見習ったものである。ただドイツより我が国の場合がより厳しく定め排除され難くなっている。しかしながらドイツとしてもこれまで実際に排除されたことはなさそうである。キムホンギョン、前掲論文、154面。

38) 賠償責任の限度を一律的に決めるのは企業の規模の違いによる企業間の衡平を損なえることもあり得るので環境責任法は二千億ウォンの範囲内で施設の規模や被害結果などを踏まえて賠償責任の限度を差等的に定めている。現在のところ三つのカテゴリに分けてそれぞれ二千億ウォン、一千億ウォン、五百億ウォンを限度として定めている（同法の施行令別表2）。

所有者に無過失責任を負わせたことに相応して施設所有者を配慮した措置である。環境責任法では責任限度を超える被害については国家が補うこととしている（第23条第1項第2号）。

ただこのように事業者の立場に配慮することはその事業者に対する非難の程度が低いときに限る。例えば、（イ）環境汚染被害が事業者の故意または重過失により発生した場合、（ロ）環境汚染被害の原因になった施設に対して事業者が施設の設置運営と関連して安全管理基準を遵守しなかったか又は排出許容基準を超えて排出するなど関係法令を遵守しなかった場合、（ハ）環境汚染被害の原因を提供した事業者が被害の拡散防止など環境汚染被害の防除のために適した措置を取らなかった場合には賠償責任限度の規定は適用されない（第7条但し書き）。すなわち被害に対して無限責任を負うことになる。こうした例外は責任当事者の道徳的たるみを防ぐに資するであろう。

6. 責任保険

環境汚染被害はその規模や範囲が広く賠償額が高額になる場合が多いので加害者の賠償能力に限界が生じうる。従って賠償責任の履行を担保するための手段を整えることは被害救済の充実のために重要である。環境責任法が環境責任保険制度を導入している所以である。保険に加入することは義務であり加入しなければ当該施設の設置運営が禁じられる。ただこの法律の適用対象であるすべての施設に対して保険加入が要求されてはいない。保険加入が強制される施設には（イ）特定大気有害物質を排出する施設、（ロ）特定水質有害物質を排出する施設、（ハ）指定廃棄物処理施設、（ニ）土壤汚染管理対象施設として大統領令で定める施設、（ホ）有害化学物質取扱施設で大統領令で定める施設、（ヘ）海洋施設、（ト）その他環境汚染被害を引き起こす恐れが多い施設として大統領令で定める施設などがある（第17条第1項）。

危険施設のすべてではなくその特定の一部について保険加入を強制しているのにはそれなりの理由があろう。一定の施設に対して環境責任保険の加入を強制す

39) キムホンギェン、前掲論文、150面。

ることは被害者の保護に徹底を期することができるだろう。また保険の財政を充実にできるという点も考慮されたであろう。保険加入を義務としたのはこれを任意に任せると企業は保険加入に消極的になり兼ねず大型事故の場合に被害者がろくに救済されない状況に陥らざるを得ないからである。なお事故多発企業のみ保険に加入する場合には環境汚染は増加し事故企業の道徳的たるみが深化することによって保険者の損失が増加し保険市場が崩壊されることもあり得る。だからといってすべての施設に対して保険加入を強制すればむしろ国家経済や産業の発展を損なうかもしれない。環境責任法がすべての施設ではなく環境汚染の危険性が特に大きい施設を中心に保険加入を強制しているのはその所以であろう。ただ保険制度が定着するにつれて保険対象施設は拡大されるべきと主張される⁴⁰⁾。

保険者は環境部長官と環境責任保険事業の約定を結ばなければならなく環境責任保険の円滑な運営のため保険者が操業を辞めているうち等大統領令で定める場合のほかは保険契約の締結を拒むことはできない(第18条第1項、第3項)。

7. 救済給与

環境責任法には事業者無過失損害賠償責任制度を設けるほかに政府による救済給与と制度も導入している。環境部長官は環境汚染被害の原因を提供した者を知ることができないか又は原因を提供した者が誰なのかその存否が明らかでない場合、また原因を提供した者が無資力の場合によりその環境汚染被害を被った被害者が被害を全部または一部を賠償されないままにいるときその被害者又は遺族に環境汚染被害の救済のための給与を支給できる(第29条第1項第1号)。しかしこれだけではない。環境汚染被害の原因を提供した者を知っているときやその者が無資力でない場合にも一定の場合には国家(環境部長官)が被害者らの申請により救済給与を先支給することができる(同条第2項)。もちろんこの場合国家は後に賠償する責任がある事業者に求償することができる(同条第4項)。こうした制度は国家が前に立って賠償責任の限界を補おうとするもので世界的にも稀にみるような先進的な立法例と評される⁴¹⁾。救済給与と制度の実施のために国家は環

40) キムホンギョン、前掲論文、155面。

41) キムホンギョン、前掲論文、157面。

境汚染被害救済勘定を設置運用する(第35条)。この勘定の財源は再保険料、救済勘定の運営収益金、求償金、寄付金、政府からの出捐金などで賄われる。

8. 環境紛争調停制度との関係

環境責任法に於いて環境汚染被害とは“施設の設置運営により発生する大気汚染、水質汚染、土壌汚染、海洋汚染、騒音振動その他大統領令定める原因により他人の生命や身体及び財産(精神的被害を含む)に発生した被害(同じ原因による一連の被害を含む)”と定義されている(第2条第1号)。この被害に被害を起こした側である当該事業者とその事業者の従業員が業務上被った被害は含まれない。

一方、環境紛争調停法は環境被害を“事業活動その他の人の活動によって発生したか発生が予想される大気汚染、水質汚染、土壌汚染、海洋汚染、騒音振動、悪臭、自然生態系の破壊、日照妨害、通風妨害、眺望阻害、人工照明による光公害、その他大統領令で定める原因⁴²⁾による健康上、財産上、精神上的の被害”としながら放射能汚染による被害は除くと規定している。環境責任法が法定の施設の設置運営から発生する被害に限らせているのに対して環境紛争調停法はそうした制限がない。また環境被害の範囲も環境紛争調停法の方が遥かに広い。環境責任法における環境汚染被害は環境紛争調停法が対象とする環境被害にすべて含まれる形になっている。そこで環境責任法による賠償を受けることなしに環境紛争調停法により被害救済を図ることはどうなるのか疑問が生じうる。先にもみたように環境責任法は加害者の特定ができない場合や加害者が特定できても無資力である場合などに政府による救済給与が可能であるという特徴があった。とすると加害者が知られている場合や彼が資力がある場合(例えば大手企業)には政府の救済給与を期待できない。こうした場合に環境紛争調停の出番が予想できる。もちろん因果関係が明確であることが前提されよう。こうした場合に被害者が環境責任法上の救済給与と環境紛争調停制度のうちどちらを選ぶかは救済給与制度を運営するに当たってその法律上の要件をどれだけ厳しく適用するかによると言えよ

42) 振動がその原因の一つになる地盤沈下(鉱物採掘による地盤沈下を除く)をいう。

う⁴³⁾。

V 環境責任法の役割と展望

冒頭でお断りしたことを想起すれば環境責任法は正式に“環境汚染被害の賠償責任及び救済に関する法律”である。その名称通りこの法律には大きく見て二つの制度が盛り込まれている。賠償責任に関する規律と救済に関する規律がそれぞれである。賠償責任は加害者の被害者に対する損害賠償責任であり救済は政府による救済給与のことである。損害賠償責任と関連しては無過失責任、因果関係の推定が重要な意味を持っておりこれらによって加害者の賠償責任を被害者が立証しやすくし被害者を救済しようとする。ただし加害者がもっぱら自分の財源で賠償することによって企業の運営に大きな打撃が生ずることを防ぐために保険制度を導入しているし賠償責任の上限を定めてもいる。一方で救済と関連しては政府による直接的な被害救済を制度化していた。これは政府に賠償責任があるからではなく被害者の被害を一早く回復させようとするのが狙いである。その形は原則的に金銭による支援であり原状回復ではない。けれども企業から十分な賠償を受けなかった人々や或いは賠償責任ある加害者がわからない時に救済給与制度は力を発揮する。救済給与は真の責任者を代位して行われるので政府は後に真の責任者に賠償分を求償することができる。こうした二つの制度をもって政府は被害者の救済に充実を図ろうとする。そういった意味ではこの法律の本来の略称である環境汚染被害救済法がその趣旨をよく代弁してくれると言えよう⁴⁴⁾。

43) ガンジョンヘ、“環境汚染被害救済と環境紛争調停委員会の機能関係”、環境法研究第38巻1号、10面。

44) ただそうした被害者を救済すべきことは果たして誰の責任であろうかを問うならばそれは加害者よりは政府にあるようにも思われる。救済の責任は国民の生命や財産を保護すべき政府にあり賠償の責任は加害者にあると解するのが如何だろうか。ドイツの環境責任法は何を想像して責任という表現を用いたのだろうか知りたいところである。我が国の場合は環境責任といった場合この二つ、即ち救済責任と賠償責任をすべて含むものと考えたい。この際被害者を中心において考える責任だけでなく環境そのものを念に入れたその環境に対する責任もこの法律の中に取り入れられているだろうかかと考えるとそこまでではないと考える。

以上のようにわが環境責任法は被害者の救済という鮮明な目的を持っているし、そのための最善の制度を築いて置こうとしている。だが、クミでの悲惨な環境事故を直接的な発端として制定に至ったけれどもその制定後現在まで二年余りの間この法律が適用され損害賠償や被害救済が行われたとされる事例は未だに目立っていない。それはこの法律の適用対象になるような大きな環境事故がないということである。

ところでこの法律は他の法律との関係で少々重なると思われる部分を持っている。環境紛争調停制度との関係もその一つである。環境責任法による賠償や救済と環境紛争調停法による被害者の救済はお互いに競争する形にあると言える。環境責任法の場合がその適用範囲の面において環境紛争調停法より狭いので、環境紛争調停の対象にはなるが環境責任法上の救済は求められない場合はあるけれどもその逆、即ち環境責任法上の適用対象になる場合にはそれによらず環境紛争調停制度を利用することが不可能ではない⁴⁵⁾。そこで両者は競争関係にあると言える。しかしながらもう一方では加害者をわかっており且つ彼が賠償するに十分な資力の持ち主であるならば因果関係が明らかであるとき環境紛争調停がその価値を発揮することもできる。この際環境紛争調停制度は環境責任法をむしろ補完する機能をすると言えよう。

なお、民法は不法行為責任を定めているし、環境責任法が取り入れている無過失責任は他の環境法である土壤環境保全法や環境政策基本法にも表れている。そうするとこれらとの関係がどうなるのか少々気になる。

まず民法の不法行為責任との関係をみると環境責任法は次のように書いている。“施設の設置運営と関わる環境汚染被害の賠償についてこの法に定めたのを除いては民法の規定による”(第5条第1項)。これはまるで環境責任法上の賠償請求権が民法の不法行為に対する賠償請求権に優先するように見せかける。しかしながら同法は同時に“この法による請求権は民法など他の法律による請求権に影響を及ぼさない”とも定めている(同条第2項)。従って被害者としては環境責任

45) もちろんすでに見た通り加害者が特定できないなどの場合にはかえって環境紛争調停制度が使えられない。また加害者が無資力である場合にも調停を通じて被害者が得られるものはないので環境紛争調停の意味はなくなろう。

法に基づく損害賠償請求もできるし民法による不法行為を理由とする損害賠償請求も妨げられない。要するに両者は競争関係を形成する。被害者としては相手の過失や因果関係を立証することが難しいと判断すれば環境責任法による賠償請求権を行使するであろう。しかしながら民法上の不法行為賠償責任は環境責任法と違って賠償責任の上限を設けていないので被害のすべてについて加害者に無限責任を負わせる長点がある。従って加害者の過失や被害の因果関係が明確である場合には環境責任法より民法による救済を求めることが被害者に有利であることも考えられ得る。

次に無過失責任との関係でみれば土壤環境保全法も無過失責任に関する規定を持っている。同法第10条の3は“土壤汚染により被害が発生した場合その汚染を引き起こしたものはその被害を賠償し汚染された土壤を浄化するなどの措置を取らなければならない”と規定する。これが土壤環境保全法上の無過失責任規定である。土壤環境保全法はその対象が土壤汚染に限られるけれども加害者をして損害賠償責任のみならず汚染された土壤の浄化責任すらも問うことができる点、民法上の不法行為責任と同様に加害者に無限責任を求めることができる点では優れている。しかしながら環境責任法の持つ因果関係の推定の力や被害者に対する救済給与などに鑑みるならば必ずしも土壤環境保全法による損害賠償請求が被害者にとって有利であるとは言い切り難い。そこで環境責任法が制定されたからには土壤環境保全法上の無過失責任はその意味が半減し公法上の浄化責任のみを残し削除すべきとの主張もある⁴⁶⁾。被害が環境責任法と土壤環境保全法両方の賠償請求権の要件を同時に満たしている場合被害者としてどちらか自分に有利な請求権を選びえると解される⁴⁷⁾。

最後に環境政策基本法上の無過失責任との関係が問われる。同法は第44条第1項で“環境汚染又は環境毀損により被害が生じた場合には当該環境汚染又は環境毀損の原因者がその被害を賠償すべきである”と定める。これがいわゆる環境政策基本法に規定されている無過失責任であるが環境政策基本法は基本法である

46) キムホンギョン、前掲論文、162面。

47) ハンサンウン、“環境責任と環境保険——環境被害救済法（2013.7.30.国会発議）を中心に”、司法第26号（2013.12.）、116面。

からここに規定されている原因者の無過失責任というのもただ一般の原則を宣言したのに止まり現に適用される具体的な効力を持つものではないとの見解がある。しかしながらそれが具体的な効力を持つものであるとすればこれと環境責任法上の無過失による賠償責任は上の土壤環境保全法で見たのと同じように両者は選択的であると解すべきとの主張がある⁴⁸⁾。

いずれにせよ環境責任法上の賠償責任は他の関連法律で設けていた賠償責任を退けるものではない。これらの者は互いに競合ないし競争関係にあると言える。そして例えば環境責任法による賠償は二千億ウォンという上限が設けられているとしても危険責任の性質を持つ無過失責任である点や因果関係の推定制度それから政府による先支給による救済給与制度などに鑑みると制度それ自体は大変優れたものであると言わざるを得ないであろう。この法律と関連した判例が蓄積され制度が整えると必要な保険加入対象施設も拡大されるなど被害者の保護により充実していくことができると期待する。

参考文献

- アンギョンヒ、“事業者の環境汚染被害に対する無過失責任”、慶熙法学第50巻第4号、39-81面。
- オソクラク、“‘環境責任法’試案”、環境法研究第15巻、157-180面。
- ガンジョンヘ、“環境汚染被害救済と環境紛争調停員会の機能関係”、環境法研究第38巻1号、1-21面。
- キムホンギョヌン、“環境汚染被害賠償責任及び救済に関する法律の評価と今後の課題”、環境法研究第37巻2号、141-175面。
- ザンウック、“環境正義の観点から見た環境責任法制に対する小考”、環境法研究第35巻2号、177-208面。
- ジョンキョンウン、“環境汚染被害救済に関する法律案に対する小考”、環境法研究第35巻2号、357-393面。
- ジョンキョンウン、“環境汚染被害救済法上事業者の無過失責任”、弘益法学第17巻第2号、193-227面。
- ジョンナムチョル、“新しい環境責任法制の導入と被害救済手続きの問題点——取分

48) キムホンギョヌン、前掲論文、163面。

- け「環境汚染被害賠償席に及び救済に関する法律」の内容と問題点を中心に——”、環境法研究第 37 巻 3 号、249-274 面。
- ハンサンウン、“環境責任と環境保険——環境被害救済法（2013. 7. 30. 国会発議）を中心に”、司法第 26 号、106-139 面。
- ハンサンウン、“韓国における環境責任立法方案に関する法的検討”、環境法と政策第 5 巻、217-241 面。
- ベピョンホ、“環境汚染救済法導入による賠償責任成立と賠償範囲に対する考察”、環境法研究第 38 巻 1 号、57-88 面。
- 国会会議録第 19 代第 324 回第一次環境労働委員会、6-13 面。
- 国会環境労働委員会首席専門委員、環境責任法案検討報告書（2014. 2）。